

九州工業大学附属図書館A Vホール使用要領

平成10年6月17日

館長 伺 定

改正 平成10年11月26日

平成24年 4月25日

平成28年 4月 1日

平成31年 4月 1日

九州工業大学附属図書館A Vホール使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州工業大学附属図書館A Vホール(以下「A Vホール」という。)の使用について必要な事項を定める。

(使用の条件)

第2条 A Vホールは本学の教育研究、学習活動及び附属図書館長(以下「館長」という。)が適当と認めた場合に使用することができる。

(使用者の範囲)

第3条 A Vホールを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員
- (2) その他館長が特に許可した者

(使用時間)

第4条 A Vホールを使用できる時間は、図書館の開館時間に準ずる。ただし、館長が必要と認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第5条 第3条第1号に規程する者がA Vホールを使用しようとする場合は、事前に、全学グループウェアにより申請しなければならない。ただし、主催者が本学以外の場合は、本条第2項に準ずるものとする。

2 第3条第2号に規程する者がA Vホールを使用しようとする場合は、別紙申込書に必要事項を記入の上、九州工業大学不動産貸付取扱要項(平成16年7月14日学長裁定)に基づき、申請しなければならない。

(遵守事項)

第6条 AVホールを使用するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 騒音、喧騒等により他の利用者に迷惑をかけること。
- (4) 使用後は原状に復して係員の確認を受けること。
- (5) 施設、設備等を汚損又は損傷しないこと。
- (6) その他係員の指示事項を厳守すること。

(使用の禁止)

第7条 使用者が遵守事項に違反した場合は、以後の使用を許可しないことがある。

(弁償)

第8条 使用者は、AVホールの施設を汚損、損傷又は亡失したときは、弁償しなければならない。

附 則

この要領は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。